

府中市告示第66号

地方自治法第243条の2第1項及び府中市会計事務規則第34条の規定に基づき、公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定した者に、当該事務を委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び府中市会計事務規則35条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
特定非営利活動法人府中観光協会  
会長 大津 貞夫
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
東京都府中市宮町3-1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等  
観光情報センター及び郷土の森物産館における有償刊行物の頒布金収入
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年3月24日
- 5 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和8年4月1日